

新規でお店をオープンする方必見！

空き店舗の整備費用を 補助します！

鹿児島市の中心市街地や団地核にある空き店舗への新規出店に対する補助制度です。詳しい要件等は裏面をご確認ください。

小売業



Before



After

飲食業



Before



After

補助対象経費

- ◆開業に伴う空き店舗の整備に要する経費
例) 内外装費、空調設備費、照明設備費、
水回りの改装費及びこれらに類する経費
※什器、備品等の購入費は除きます。

補助率等

- ◆対象経費の1/2以内（千円未満切捨て）
 - ①上限100万円
→中心市街地の商店街の区域内への出店
 - ②上限50万円
→中心市街地の商店街の区域外または団地核内への出店

令和7年度創業者テナントマッチング事業

鹿児島市 産業支援課 商業サービス業係

TEL 099-216-1322

Mail: san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp



市ホームページ

創業者テナントマッチング事業とは

鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等の修了者が中心市街地や団地核の空き店舗を活用して新規開業する場合、空き店舗の整備に要する経費の一部を補助するものです。

対象者

◆鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等を修了し、かつ一定の要件を満たす方

創業に関するセミナー等	一定の要件	証明書等の交付時期
1 ワンストップ相談窓口	特定創業支援事業を受けたことの証明書の交付要件を満たすもの	令和6年度または令和7年度
2 創業スキル養成講座（基礎編）		
3 創業スキル養成講座（実践編）		
4 街なかりノベーション実践セミナー	修了証書を授与されたもの	令和4年度以降
5 創業塾	特定創業支援事業を受けたことの証明書の交付要件を満たすもの	令和6年度または令和7年度
6 経営指導員・専門家等によるハンズオン支援		
（6年度で終了）		
インキュベーション事業	特定創業支援事業を受けたことの証明書の交付要件を満たすもの	令和6年度または令和7年度

- 各セミナー等の詳細は募集要項をご確認ください
- 空き店舗の賃貸借契約を締結する前にご相談ください
- 過去に同事業による補助金を受けた方は対象外です

対象業種

◆小売業、飲食業及びサービス業

対象空き店舗等

- ◆建物の前面道路から内部の状況が容易に確認でき、かつ直接出入りできる、原則、1階部分の店舗用の物件
- ◆3ヶ月以上継続して商業活動の行われていないもの
- ◆空き店舗において行う事業は、原則、6時間以上営業するもので、1月当たりの開業日数が20日以上であること

募集期間

- ◆第1次募集 令和7年 4月1日（火）～ 5月30日（金）
- ◆第2次募集 令和7年 7月1日（火）～ 8月29日（金）
- ◆第3次募集 令和7年 10月1日（水）～ 11月28日（金）

◆直接持参又は郵送（簡易書留）で申請してください

※上記以外にも要件等があります。詳しくは市ホームページ掲載の募集要項を必ずご確認ください。